

## 犯罪被害にあうと、

命を奪われる、身体を傷つけられる  
財産を取られるなどの  
直接的被害ではありません。

被害後に生ずる身体と精神的な不調、  
捜査や裁判での負担、  
周囲の人のうわさや心ない言葉、  
報道による被害などに  
苦しめられることがあります。

### 中野区 の 支 援

区では平成20年から専門の相談窓口を設けて、  
相談や情報提供を行うとともに、犯罪被害に理解の  
ある協力員を養成し、ご自宅へ派遣して家事援助  
などを行ってきました。

令和2年度からは、中野区犯罪被害者等支援条例  
を制定し、支援内容を充実しています。

犯罪被害者への支援を通じて、区では区民のみな  
さんが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を  
めざします。

まずはお電話ください

### 中野区犯罪被害者等相談支援窓口

電話 03-3228-5713

[受付時間] 月～金 8:30～17:00  
(祝休日・年末年始を除く)

● FAX・電子メールでのご相談もお受けします

FAX 03-3228-5662

Eメール: hanzaihigaishasien@city.tokyo-nakano.lg.jp

#### 相談窓口でお手伝いできること

- 犯罪被害等により生じた不安や問題などのお話を伺い、  
必要な情報を提供しながら支援していきます。
- おひとりで不安な場合、裁判所や病院などに同行し  
ます。
- 区役所での必要な手続きについて、ご案内します。
- 状況やご要望に応じて、関係機関へお繋ぎします。

より詳しい内容は中野区ホームページで  
ご覧いただけます

中野区 犯罪被害者支援



<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401500/d001838.html>

中野区健康福祉部福祉推進課地域福祉推進係  
〒164-8501 中野区中野4-8-1  
電話03-3228-5713 FAX03-3228-5662

## 犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内

ひとりで悩まず  
ご相談ください

